

亀岡市手話言語及び 障害者コミュニケーション条例について

― 施策の概要及び検証について ―

亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例施策検証委員会

1 検証の目的

「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」は、平成30年に「手話を言語として認識するとともに、あらゆる障害者が必要とするコミュニケーション手段の普及を促進することにより、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会を構築する」ことを目的として制定し、施策の推進に取り組んできたところです。

制定後6年以上経過し一定の期間が経過していることから、これまでの成果と現状、また今後の課題などについて整理し、今後の施策に生かすために、当事者及び関係者の意見を幅広く聴取しながら検証作業を実施することとしました。

条例の第7条第2項において、施策の推進を図るため、亀岡市障害者基本計画に位置付け、検証を含め総合的かつ計画的に推進するものであると規定されていることから、この施策検証委員会でまとめた検証報告書を、亀岡市障害者施策推進協議会に提出します。

2 施策検証委員会について

この施策検証委員会は「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例施策検証委員会設置要領(内規)」のとおり、条例策定時の素案作成委員会の構成団体より選出しました。施策推進状況について、当事者の視点を前提に様々な関係者による検証を行い、今後の本市の施策に生かします。

「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」ができるまで

平成 29 年	1 月	「手話言語条例」制定の検討開始
	8 月 29 日	亀岡市施策推進協議会において、条例制定提案
	9 月 29 日	第 1 回条例素案作成委員会開催 各団体からの現状と課題の報告
	11 月 6 日	第 2 回条例素案作成委員会開催素案について協議
	11 月 20 日	第 3 回条例素案作成委員会開催素案改定部分説明 素案作成
	12 月 27 日	亀岡市施策推進協議会において、条例素案提案
平成 30 年	1 月 8 日～26 日	パブリックコメントの実施
		3 月議会において条例案の提案
		4 月 1 日施行
令和 6 年	4 月 1 日	一部改正

3 施策検証の概要及び検証の方法について

検証対象

(1) 条例第7条第1項各号に関すること

- ア 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関すること
- イ 多様なコミュニケーション手段を習得する機会の創出に関すること
- ウ 多様なコミュニケーション手段の利用を促進する意思疎通支援者その他の支援者の確保及び養成支援に関すること
- エ その他手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及並びに多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関すること

(2) その他条例の施策推進等に関して必要な事項

4 検証の期間

令和6年8月1日から令和7年7月31日

5 検証のスケジュール

令和6年	8月	令和6年度亀岡市障害者施策推進協議会の開催
	9月	検証委員会委員募集
	10月22日	第1回検証委員会
	12月19日	第2回検証委員会
令和7年	2月13日	第3回検証委員会
	4月17日	第4回検証委員会
	6月26日	第5回検証委員会

6 施策検証委員会の開催

第1回

日時: 令和6年10月22日午後1時30分～午後2時半

場所: 市役所別館3階会議室

出席者: 亀岡市視覚障害者協会

口丹聴覚障害者協会亀岡支部

亀岡市障害児者を守る協議会

京都府中途失聴・難聴者協会亀岡支部

亀岡市障害者相談支援センター

亀岡市登録手話通訳者会

要約筆記サークルこだま

亀岡市施策推進協議会

亀岡市障がい福祉課

欠席者 朗読ボランティアこすもすの会

オブザーバー: 亀岡市視覚障害者協会 酒井様

事務局 障がい福祉課 障がい者支援係

座長 柳谷 香理 委員

職務代理者 中村 雄一 委員

植田 智子 委員

高木 信義 委員

山内 節子 委員

加藤 恵 委員(代理 関千草様)

柳谷 香理 委員

加藤 貴雄 委員

小林 由美 委員

中村 雄一 委員

青山 育子 委員

益田也寸子 委員

田中 中井

- 1 施策検証委員会について事務局からの説明
- 2 「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」ができるまで(別紙1)
(パワーポイントで説明)
- 3 次回の会議までに、各団体の条例施行前と、施行後5年間の取り組み、課題や要望をまとめてほしいと依頼。
また令和6年4月1日に施行した「亀岡市人権尊重推進条例」との関りについて質問があり、次回会議で改めて説明する。

第2回

日 時:令和6年12月19日 午後1時30分～午後3時30分

場 所:市役所別館3階会議室

出席者:植田委員、高木委員、山内委員(代理 武藤様)、加藤^憲委員(代理 関様)
柳谷委員、加藤^貴委員、小林委員、益田委員、中村委員、青山委員
オブザーバー酒井様

- 1 亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例施行後の、各団体の活動の整理、及び今後の展望について
平成30年から令和5年までの、各団体による活動内容、課題、今後の計画等の報告。【別紙 2(市役所)、別紙 3(各団体)】
- 2 亀岡市人権尊重推進条例について
「人権」は、すべての人が有している人間らしく生きる権利であり、将来にわたって守られるべき権利です。亀岡市は、すべての人の人権が尊重される社会の実現のため、市民と共に努力を重ねてきました。しかしながら、今もなお人権侵害が存在し、複雑多様な人権問題の解決が課題となっています。市として、障がい者等に対する必要かつ合理的な配慮を行うなど、一人一人が互いの人権を、尊重し、互いに認め合い、すべての人権が尊重されるまちづくりを推進していくため制定されました。

○ 行政の各課や市民も知っておく必要がある。どちらの条例も人として、平等な権利を確保するために行動を起こしていこうという条例なので、障がい福祉課の職員にも人権尊重推進条例を学んでほしいし、手話言語及び障害者コミュニケーション条例のことを、市役所の他の課の職員も勉強してほしい。
- 3 亀岡市、障害者施策推進協議会で提出する資料の取りまとめについて
他の団体や障がいのことについて、わからないと、取り組みや課題、要望について理解しにくいので、まず、自らの障がいについて、団体の取り組み、支援について、それぞれ話をしてもらい、委員皆が共通の認識を持ってもらうため、今回はそのための時間を持つこととしました。

第3回

日 時:令和7年2月13日 午後1時30分～3時30分

場 所:市役所別館3階

出席:植田委員、高木委員、山内委員、加藤^憲委員(代理 関様)、柳谷委員、
小林委員、益田委員、中村委員、青山委員
欠席:加藤^貴委員

オブザーバー酒井様

発言内容をより理解するために、障がい特性等を互いに説明する会とする。

委員よりの意見

困ること

- 1対1なら口元を読み取れるが、複数の人が話すとついていけない。聞き返せない。マスクを外してほしいとも言えない
- 書類などを読むとき困る。書籍や雑誌は朗読していただいたものを聞いている。通知の返信はどのような方法が可能か聞いてほしい。点字、メール、拡大文字等資料も準備してほしい。事前に希望を聞いてほしい。
- コミュニケーション障がいである。マスク着用されると口が読み取れない。大きな声なら聞こえるだろうと思われる。
- 写真やイラストがある目でわかりやすい広報は、音声に変えにくい。耳でわかりやすい広報にするにはどのようにしたらよいか。
- 同じ障がいのある人や支援者の皆との出会いで明るくなった。引きこもらなくなった。
- 障がい重い人ほど意思確認が難しい。周りが方向付けしまいがち

希望 要望

- 役所の窓口について デジタルのこと(スマホやアプリ等)について詳しい方がいてくれたら相談しやすい。障がいのことを何でも知っている窓口職員がいてくれたら。
- 意思疎通支援者の身分保障 有償ボランティアでよいのか？未来の支援者を育てる養成について
- 市や福祉センターで意思疎通者を募集しても来てくれない。
- 市役所や福祉センターに Wi-Fi の整備
- 福祉センターや保健センターなどで、「耳のこと相談会」の定期的開催されたり、聞こえに関しての相談が気軽にできるところが欲しい。

これからのことについて

- 条例に対する認知度を上げる
- 広報かめおか福祉センターの情報をわかりやすく。
- 自己決定への支援
- 障がい特性への理解と啓発
- 地域などの役割について、本人に一言もなく役員等を免除されているケースがある。「(障がいがある人は)役を免除してあげる」ことが「やさしい社会」と言われていた時代があった。でもそれでは逆に地域のコミュニケーションの場に参加できない状況になるのではないかと。本人の意見を聞かずに周りが決めるのではなく、声をかけ確認しながら進められる亀岡市になればよいと思う。
- 「知らないこと」で理解につながらず「知らない=怖い」となる心配がある。
- 条例を進めるうえで、障がい特性を知ってもらう必要があると思う。
- 計画に難聴児支援の中核的機能を果たす体制の確保が検討中とある。体制が実現すれば、手話言語の獲得、手話言語で学ぶ権利の保障となる。

第4回

日時:令和7年4月17日午後1時30分～午後3時30分

場所:市役所別館3階会議室

出席:植田委員、高木委員、山内委員、加藤委員、柳谷委員、小林委員(代理大江様)

益田委員、中村委員、青山委員、
欠 席：加藤委員
オブザーバー酒井様

1 報告書作成について

(1)手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関すること。

条例制定前	○「手話は言語である」と認められる前は、相手の口の動きを読んで理解し、うまく話す訓練をする「口話教育」が主流であり、「聞こえる人の言うことを理解しなさい」と教えられた。自らの言語である「手話言語」で、暮らせる社会が必要。 ○手話通訳は「言語の変換」だけではなく、健聴者優位の社会で、情報を取得し、偏見を取り除いていく必要がある。 ○社会的地位の保障がなければ平等なコミュニケーションは成立しない。よって、市民に対し「手話は言語である」ことを広めたい。 ○聴覚障がい者への理解。手話通訳者の仕事に対する理解を求めたい。
施行後(平成30年から令和5年)実施したこと	○市職員対象の意思疎通支援研修の協力(手話への関心が高まりその人に応じたコミュニケーション手段で対応する必要性を感じてくれた) ○手話言語の国際デーのアピール活動(R5より)等各種イベント、行事などの啓発事業を開催。
現状	○議会から、手話通訳の設置についての提案があった。 ○手話はあくまでもコミュニケーションの「手段」であって、コミュニケーションそのものの「なかみ」が大切である。施策が進む中で、手話という「手段」が「目的」になってしまわないか懸念する。
計画 希望	○手話言語の5つの権利。障がい者基本計画においては、難聴児支援の中核的機能を果たす体制の確保が検討中となっている。体制整備が実現して、5つの権利のうち、「手話言語の獲得」、「手話言語で学ぶ権利」の保障となることを望む。

(2)多様なコミュニケーション手段を習得する機会の創出に関すること。

条例制定前	○多様なコミュニケーション手段(文字を押すと音声が出る機器、絵や文字を指し伝えるコミュニケーションボード、会話補助用具、音声再生機、拡大読書器、スマホのアプリ等、)日常生活用具や補装具として、給付対象者や対象等級の緩和を願う。 ○ヒアリンググループの認知度が低い。
施行後(平成30年から令和5年)実施したこと	○日常生活用具等の給付制限の緩和を団体として訴えている。 ○電話リレーサービスやUDトーク、NET119など、情報ツールやIT環境の整備が進んだ。 ○府の委託事業に対し、協力団体として開催や参加呼びかけし、ヒアリングフレイルに関する学習や啓発を実施。補聴器店と連携した聞こえの支援機器の展示の実施。「きこえの相談と交流研修会」への参加 ○筆談ボードを作成、市役所窓口などに配布
現状	○市役所や福祉センターにWi-Fi環境の整備が不十分。 ○重度障害のある人とのコミュニケーションが取りにくい ○色や形を視覚障がいのある人に伝える方法が、人により違うので難しい。最近の広報は目で見てわかりやすくなっているが、音声変換の難しさ。利用者に伝わっているか不安なことがある。

計画 希望	○福祉大会において(R6)映画に副音声を付け上映した。 ○言語訓練士の重度障がいのある人への訓練方法をビデオに録り、伝達方法を学ぶ。スキルノート作り。 ○ヒアリンググループマークの普及・啓発を。 ○「きこえ」についてどこに相談に行けばよいかわからない人が多いので、福祉センターや保健センターにて「耳のこと相談会」の定期開催ができないか。 ○公的な場所に Wi-Fi を。 ○広報かめおかの福祉センターページが読みにくくなった。
-------	---

(3)多様なコミュニケーション手段の利用を促進する意思疎通支援者その他の支援者の確保及び養成支援に関すること。

条例制定前	○要約筆記者、難聴者に対しての理解がなかなかすすまない。目に見えない障がいなので筆談を頼んでもしてもらえないことが多い。 ○音訳活動をするうえで、正確に伝わっているか？心配である。 ○利用者にあわせて簡潔にわかりやすい言葉に置き換えて伝えるように心がけている。できるだけ否定語は使わず見通しがもてる表現の工夫。本人が決定できるよう支援する。 ○聴覚障がいのある人と面談するときは通訳を依頼している。 ○難聴者自身も要約筆記を頼めることを知らない人がいる。 ○大学を卒業した発達障がいのある人、アスペルガー症候群の人のコミュニケーション支援、就労の面など困難。 ○表情がわからない。反応がないと思っていたが、経験を積む中でわかるようになった。それをどう一般化したらよいか。
施行後(平成30年から令和5年)実施したこと	○障がいのある方との相談支援の際、自己決定してもらうように努めているが、障がいの重い人に対する支援になるほど確認が困難。「その人にとってどうなのか」を丁寧に議論を積み重ねる必要がある。 ○手話通訳者を目指す人に対する試験対策学習会を実施 ○要約筆記事業学習会、こだまパソコン研修会 要約筆記奉仕員養成講座の講師 ○コロナ禍の時は、リモート会議、それに伴う工夫(字幕を付けるなど)を実施。
現状	○養成講座などのお知らせを広く市民に届いてほしい。 ○意思疎通支援者は制度上有償ボランティアの位置づけであるこの点が手話通訳を目指すことを断念させる。次世代の担い手が増えていかない。 ○手話通訳で食べていける保障が必要である。 ○社会参加が進めば進むほど、支援者の数が必要になってくる。しかし資格を持つ職員や支援者を募集しても集まらない。 ○学校でのコミュニケーション支援について、まだ知られていない。 ○支援活動について、ボランティア的な状態でよいのか？制度の整備が必要ではないか。 ○支援するにおいて、心身ともに疲労している。
計画 希望	○自己決定の支援の更なる遂行 ○障がい特性への理解と啓発 ○意思決定支援の尊重

(4)その他手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及並びに多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関すること。

条例制定前	○「条例」と言われてもピンとこない。 ○情報の80%を占める目からの情報が入りにくい。 ○障がいについて知らなくて、どう対応したらよいかわからない人が多い。 ○障がい分野だけでなく、学校教育分野、人権啓発分野など幅広く関わってくる。 ○きこえの程度は人それぞれなので、気づいてもらえない。また誤解を受ける事がある。 ○(委員の)自分たちだけが障がい者ではない。そこを思いながら作るべき ○「聴覚障がい者の条例」ではない。他の障がいについても同等に扱ってほしい。 ○条例の「わかりやすい版パンフレット」が欲しい。 ○このまちの住民として当たり前に生きたい。 ○市民に理解される条例に。 ○検証委員会を作ってほしい。 ○(社会的弱者)障がい者にとってわかりやすい社会は、誰にとってもわかりやすい住みやすい社会
施行後(平成30年から令和5年)実施したこと	○小中学校への福祉体験への協力 ○盲ろう者の権利擁護のため、自主的な外出支援や情報保障の協力・緊急時の避難に備え、支援体制を組んでいる。 ○口丹聴覚障害者協会亀岡支部と亀岡市登録手話通訳者会と共同防災学習会を実施。災害対策のための働きかけを進めた。 - 防災協定の締結(H28)以降、会員への安否確認の訓練、防災バンダナの配布等実施 ○「京都府聴覚言語障害者の豊かな暮らしを築くネットワーク口丹ブロック委員会」へ参画し、口丹地域における聴覚障がい者の思いや願いを行政その他に届ける活動を継続。 ○耳マーク、透明マスク、濡れても大丈夫な筆記具等、街なかのコミュニケーション条例に関する者を見つけ、会員と共有。

現状	○障がい者基本計画によると、条例に対する障害者の認知度が3割程度であり、一般市民はさらに低いであろうと想像する。 条例ができる前と後で、コミュニケーションに関する配慮が変わったように思えない。一般市民に、条例がどのようなもので、どんな役割を果たすものか伝わっていない。 ○庁内にわかりやすい絵文字などの表示が欲しい。今はまだ障がいがあっても一人で住民票を取りに行ける役所ではない。 ○職場で頼めば筆談してくれる。けれど、1対1でなく、複数の人が話すと言われていることがつかめない。みんなと一緒に笑いたい。 ○障がい当事者団体のこと。条例のこと。支援が受けられること。支援の方法。支援者養成のこと知らない人が多い。 ○障がい重度であるほど、その人のことを決める時、家族や支援者が決めてしまいがち。本人に伝える、本人の気持ちをつかむ支援が必要である。 ○社会参加について、自治会、老人会など地域と関わる機会が「障がいがあるから」ということで、本人が知らないまま免除になっていることがある。役を担う中で、コミュニケーションが生まれ、互いに理解が深まる。支援者がいれば参加できるのだが、支援を入れることを理解してもらうことから説明する必要がある。 ○条例がどうしても「きこえに関して」のことだけに思ってしまう。
計画 希望	○皆にわかりやすい条例に。

第5回

日 時:令和7年6月26日午後1時30分～午後2時30分

場 所:市役所別館3階会議室

出 席:植田委員、高木委員、山内委員、加藤恵委員(代理関様)、柳谷委員、加藤貴委員
小林委員、益田委員、中村委員、青山委員

オブザーバー 酒井様

事務局作成の、報告書(案)を説明し、意見をいただく。

○ 具体的な内容について、もっとのせてほしい。

○ 福祉センターが、コミュニケーション支援の拠点になって欲しい。

○ 身体障害者手帳の有無に関係なく、困っている人に支援ができるようなまちを。

○ 要望としては、今後も、障害者基本計画が変わるタイミングで、検証を続けていくことを明記してほしい。

○ 担い手を増やすために、支援者に対する支援も必要である。以前、実際にボランティア等をした時、障がいのある人と交流することにより、その人を知り、コミュニケーションも取れるようになった。手話講座のように、知的障がいの方とのコミュニケーション講座等を開けないか。福祉センターといえば、障害者団体、支援団体の拠点であるので、そのような場で、団体も協力して講座ができれば。コミュニケーションの手段はそれぞれであり、出会える場を増やすことが必要だと思う。

7 検証の結果

条例施行後6年がたち、その間、IT 機器の開発や、新しい法律、制度やサービス等の開始などで、以前に比べてコミュニケーションがとりやすい社会となりました。

その反面、駅の改札や店の受付には、タッチパネルでの操作が増え、人がいなくなり、音声での問い合わせが必要になるなど、コミュニケーションに困難のある人にとって、困難な場面も増えました。

さらに新型コロナウイルス感染症の流行により、マスク着用が必須となり、聴覚に障がいのある人は、さらにコミュニケーションが取りにくくなりました。見えない聞こえない重複の障がいのある人は、盲ろう通訳・介助者の派遣が止まり、外出ができなくなりました。

そんな状況の中で、「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」の施行は、亀岡市にどのように効果があったのでしょうか。また、課題や今後に向けてしなければいけないことは何でしょうか。

条例素案作成に関わった当事者や支援者が、条例施行から5年間の施策について検証しました。その結果を、亀岡市施策推進協議会に報告します。

条例施行後実施した施策として、障がい福祉課に、手話通訳者や要約筆記者が採用されました。

公式のSNSを開設、簡単な手話や、新型コロナの流行による注意や特別定額給付金の申請方法等のお知らせに手話、字幕を付けての動画を作成し、発信しました。

「声の広報」製作のための機器や、点字作成のソフトやプリンター等の寄贈を受け、視覚障がいのある人への情報発信に努めました。

また、緊急時声を発することが困難な人が、助けを呼べるようにホイッスル付きのライトを、各障害者団体や相談支援事業所を通じて必要な方に配布し、ヘルプマークの配布と共に、市独自のヘルプカードを作成しました。

新型コロナウイルス感染症が流行し、盲ろう通訳・介助者の派遣が止まり、外出ができなくなった見えない聞こえない重複の障がいのある人に、制度の見直しを提案し、同行援護に切り替え、自分で店に行き、買いたいものを買うことができました。

病院等での意思疎通支援も、福祉センターや役所の設置通訳者が担当し、感染の恐れがある場合、LINEのビデオ通話を利用して遠隔で対応する事もありました。

検証中に、委員の中から、この条例は聴覚に障がいのある人のための条例なのではないかという声がありました。

この『亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例』は、決して「手話を言語とする聴覚障がいのある人」だけの条例ではありません。

もともと、「手話を言語であるとして認識し、自らの言語で生活できるまちづくりを目指していくこと。」そして、「障がいのある人が必要とするコミュニケーション手段の普及を促進し、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会を構築していくこと。」という2つの性質を持って施行されたものです。しかし、そのあたりの理解がなかなか広まっておらず、更なる啓発が必要であることがわかりました。

条例施策検証委員の声

- 難聴者である私は、相手の口の動きを読み、言われていることを理解しようとするのですが、大勢で話す場だと、誰が何を言っているのかわかりません。かといって、もう一度と聞き返すことも、「マスクを外してほしい」とも言えません。話されていることの内容がわかり、みんなと同時に笑いあいたい。

- 情報の取得に困難がある人のための機器の普及を。日常生活用具等の支給の対象の緩和で、必要な人に広く支給してほしい。
- 「手話は言語である」とやっと認められた。自らの言語で暮らせる社会が必要。聞こえる人が優位の社会で、情報を得て偏見を取り除いていく必要がある。社会的地位の保障がなければ、平等なコミュニケーションは成立しない。市民に対し「手話は言語である」と広めたい。聴覚障がい者への理解、手話通訳者の仕事に対する理解を求めたい。
- 重度の障がいのある子に伝えたい。思っていることをくみ取ってやりたい。どのようにしたらよいか。
- 「目で見てわかりやすい広報」を、視覚障がいのある人に、どのようにしたら「耳で聞いてわかりやすい広報」になるか。表現の方法が難しい。
- 障がいのある人のためにと、周囲が良かれと思って物事を決めてしまう場合がある。本人の気持ちを引き出し、自己決定を大切にしたい支援が必要。
- 知的障がいや発達障がいのある人が、一人で住民票が取りに行ける市役所になってほしい。例えばイラストやピクトグラムを使った表示や、「やさしい日本語」の書類等がある。そんな市役所になってほしい。
- 「書類が届いたが、どこで手続きしたらよいの？」「スマホやパソコンの使い方を教えて。」といった「こんなときどうするの？」に対応してくれる部署(職員)がいてほしい。市役所や福祉センターにこのような対応をしてくれる、障がいのことを何でも知っている「窓口のプロ」がいてほしい。
- 令和6年に「亀岡市人権尊重推進条例」が施行された。お互いの人権を尊重し、互いを認め合うなど、すべての人の人権が尊重されるまちづくりを推進するために制定された。条文の中にこの条例も明記されている。
人権条例を、障がい福祉課も説明できるようにしなければならないし、本条例についても、他の課の職員も勉強するようにしなければならないのでは。

このように、条例施策検証委員より、数多くの意見がでました。

次に策定される亀岡市障害者基本計画に、この検証結果が反映されること、また、今後も計画の策定にあわせ、今回のような検証を実施されることを望みます。

さらに、これらの施策は、決して「障がい福祉」だけの問題ではなく、人権、教育、医療、防災等 幅広い方面に関わるので、市全体で取り組むべきものであると考えます。行政だけでなく、障がいのある人、それを支える人と共に、条例の要旨について、市民に広めていく必要があると考えます。

国においても、この間に「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律(読書バリアフリー法)」2019年、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」2020年、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」2022年、そして、2025年6月に制定された「手話に関する施策の推進に関する法律」と次々と、新しい法律が成立し、様々な施策がスタートしています。これらの法についても、今後の計画に反映し、内容についても啓発していく必要があると考えます。

亀岡市は、昭和57年に「健康で文化的な生活の基礎的条件が確保されることにより、生涯にわたり人間に値する生活と人格の自由な発展がひとしく保障される社会こそ、福祉社会といえる。」として、「福祉都市」を宣言し、障害福祉に係る施策を計画的に推進しています。

社会は、人と人が関わり合い、お互いの思いを伝え合うことによって成り立っています。助け合い、敬い合うためにはコミュニケーションが必要です。

ろう者のコミュニケーションの手段である手話は、手指や体の動き、表情を使って視覚的に表現する言語(手話言語という。以下同じ。)であり、音声言語である日本語と同等の言語です。ろう者は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを理解し合うために、また、知識を蓄え、文化を創造するために必要な言語として手話言語を大切に育んできました。

しかしながら、今まで手話言語は言語と認められていなかったため、手話言語を学び、手話言語で学ぶ環境が整備されてこなかったこと、また、社会においても、手話言語への理解は乏しく、手話言語を使用する環境が十分には整えられてきませんでした。

また、ろう者だけでなく、多くの障害者が、生活に必要不可欠な情報取得及びコミュニケーションに著しい困難を抱えています。

こうした状況に鑑み、手話言語を言語として認識するとともに、あらゆる障害者が必要とするコミュニケーション手段の普及を促進することにより、すべての市民が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら自分らしく豊かに暮らすことができる地域社会を構築するため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及並びに多様なコミュニケーション手段(手話言語、触手話言語、要約筆記等の文字の表示、点字、音訳、平易な表現、代筆及び代読、その他日常生活又は社会参加を行う場合に必要とされる補助的及び代替的な手段としての情報及びコミュニケーション支援用具等をいう。以下同じ。)の利用の促進に関し基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにし、手話言語及び多様なコミュニケーション手段に関する施策を推進することにより、障害者と障害者以外の者が互いに人格と個性を尊重し、支え合いながら生きる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及は、手話言語が独自の言語であることを基本に行われなければならない。

2 多様なコミュニケーション手段の利用の促進は、障害者と障害者以外の者が相互の違いを理解し、互いに人格と個性を尊重することを基本に行われなければならない。

(市の責務)

第3条 市は、基本理念に基づき、手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及並びに多様なコミュニケーション手段の利用の促進のため、必要な施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

(市民の役割)

第4条 市民は、基本理念に基づき、手話言語に対する理解を深めるとともに、多様なコミュニケーション手段の利用の促進のための市の施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、基本理念に基づき、手話言語に対する理解を深めるとともに、多様なコミュニケーション手段の利用の促進のため、多様なコミュニケーション手段を必要とする者に利用しやすいサービスを提供するとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(令6条例17・一部改正)

(観光旅行者その他の滞在者への対応)

第6条 市、市民及び事業者は、多様なコミュニケーション手段を必要とする観光旅行者その他の滞在者が、安心して滞在することができるよう、多様なコミュニケーション手段への理解のある対応をし、又は利用しやすいサービスを提供するよう努めるものとする。

(施策の推進及び検証)

第7条 市は、第3条に規定する市の責務を果たすため、次の各号に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関すること。
- (2) 多様なコミュニケーション手段を習得する機会の創出に関すること。
- (3) 多様なコミュニケーション手段の利用を促進する意思疎通支援者その他の支援者の確保及び養成支援に関すること。
- (4) その他手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及並びに多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関すること。

- 2 市は、前項の施策の推進を図るため、亀岡市障害者基本計画(障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第3項の規定に基づき策定された計画をいう。)に位置づけ、検証を含め総合的かつ計画的に推進するものとする。

(財政措置)

第8条 市は、手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及並びに多様なコミュニケーション手段の利用を促進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和6年条例第17号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

～ ぽっ と やさしいまちづくりを目指して～

亀岡市手話言語及び障害者 コミュニケーション条例

わかりやすい版



手話

要約筆記

点字

コミュニケーション
ボード

代筆など

亀岡市は、障がいがあってもなくても、すべての市民が互いに
人格と個性を尊重し、支え合いながら自分らしく豊かに暮らすことが
できる地域社会を構築するために、平成30年4月1日この条例を施行しました。

条例の基本となる考え方（基本理念）

- 手話が独自の言語であることを基本に、その理解を
進め、手話言語の普及に努めます。
- 障がいのある人ない人それぞれの人格と個性を尊
重することを基本におき、多様なコミュニケーション
の利用を進めます。

亀岡市

条例では、それぞれの役割を次のように 定めています

市の取り組み

- ・みなさんにもっと手話を知ってもらい、手話が広くゆきわたるよう、いろいろな方法で進めます。
- ・多様なコミュニケーション手段が、いろいろな場面で普通に使われるようなまちづくりを進めます。

市民の役割

- ・条例の基本になる考え方がわかるように努めます。
- ・市の取り組みにみんなで協力します。

事業者の役割

- ・条例の基本になる考え方がわかるように努めます。
- ・多様なコミュニケーション手段を必要とする人に、利用しやすいサービスを提供します。に努めます。
- ・市の取り組みに協力します。

旅行者その他の 滞在者への対応

- ・市、市民及び事業者は、亀岡市を訪れる多様なコミュニケーション手段を必要とする人たちが、安心して過ごせるような心づかいができるように協力します。

市の取り組みは、次のとおりです

- (1) さまざまな機会を利用して市民のみなさんに、手話言語の歴史や、手話が言語であること伝えていきます。



- (2) 市民のみなさんに、多様なコミュニケーション手段があることを広め、学ぶ機会を増やします。



- (3) 手話通訳者や要約筆記者のような「意思疎通支援者」を増やすために総合福祉センターで、手話及び要約筆記の養成講座を受講料無料で開催しています。
ふるってご参加ください！

- (4) 多様なコミュニケーション手段についての情報を発信します。
- ・キラリ☆亀岡おしらせ（声の広報）
 - ・ホームページ
 - ・フェイスブック
 - ・リーフレット など

「多様なコミュニケーション手段」って何？

手話

手指、腕、表情や口なども同時に使う視覚言語で、音声言語とならぶ言語です。



ありがとう

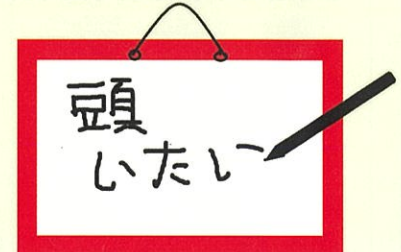
触手話

手話をしている相手の両手に軽く触れながら読み取る方法で、目が見えない聴覚障がい者（盲ろう者）の言語です。



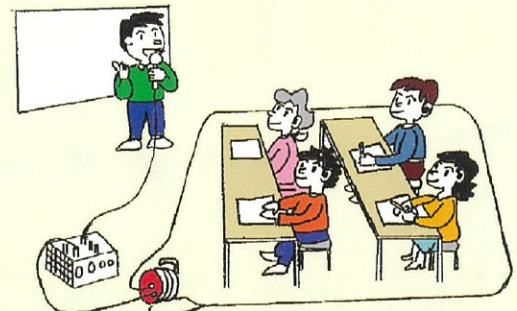
要約筆記

話す内容を、要約した文章で伝える方法です。手書きやパソコンで要約した内容を入力し、スクリーンに映し出す方法もあります。



ヒアリングループ（磁気誘導ループ）

難聴者や中途失聴者が、補聴器のスイッチを切りかえて、ループ内でマイクの音を聞くと、磁気の働きによりダイレクトに大きな音が聞こえる仕組みです。



点字

視覚障がい者が指先で触って読む文字です。紙面に突起した六つの点を、一定の方式で組み合わせ、文字の役割を果たしています。



音訳

視覚障がい者に対して本や雑誌、市の広報紙や新聞などの内容を音声化して伝えます。



代筆

市役所や銀行の窓口などで、書類に字を書くことが難しい人の代わりに字を書くことです。



平易な表現

平易な表現

言葉の理解が難しい人などに、わかりやすい言葉に変えて、伝えることです。

ルビ振り

漢字やカタカナに読み仮名をふり、読みやすくします。



コミュニケーション支援用具など

コミュニケーションボード

自分の要求がうまく伝えられない人が、絵・図・文字が書かれているボードを指さすことで、訴えたいことを伝えやすくする方法です。



透明文字盤

50音や数字が書かれた透明な文字盤のこと。声や指さして、意思を伝えにくい人が文字盤を見る方向を一文字ずつ読み取るのに利用します。

1 わち まはな たさ かあ
2 り みひにちしきい
3 をる むむふめつすくう
4 れ めへねてせけえ
5 んろよもほのとそこお



重度障害者用意思伝達用具等

わずかな体の動きを感知するスイッチなどを操作し、ディスプレイへ文字を表示させることで、意思を表す用具です。



手話は言語です。

手話の歴史

京都で、日本で初めて設立された聴覚・視覚障がい児の教育機関である「京都盲啞院」において、手話は、教育により言語的機能をもった手話言語へと変貌を遂げていきました。しかし外国から伝わった「口話法（発声し口の動きを見て理解する音声言語に基づく教育法）」を取り入れたことにより、学校での手話言語の使用は禁止され、それから長い間、ろう者は、自らの言語である「手話」を認められず、手話言語を使用する環境が十分に整えられませんでした。

手話言語で暮らせる地域社会を目指して

平成23年に「障害者基本法」が改正され「言語（手話を含む）」と明記されました。言語は、物事を考え、コミュニケーションを図り、お互いの気持ちを確かめ合うため、また知識を蓄え、文化を創造するために必要です。

改めて、手話は言語であると認め、ろう者が、自らの言語である「手話言語」を身に付け、「手話言語」で学び、「手話言語」で意思疎通をし、自分らしく豊かに暮らせる社会を目指しています。

《発行》亀岡市健康福祉部障がい福祉課

〒621-8501 亀岡市安町野々神8番地

【電話】 0771-25-5189 【ファックス】 0771-25-5511

(別紙1)

亀岡市手話言語及び障害者 コミュニケーション条例ができるまで

令和6年度亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例
施策検証委員会
第1回会議 令和6年10月22日(火)

H29年1月30日 市長より「手話言語条例」制定の検討を！

平成29年2～3月	府下各市の条例制定検討状況の照会
3月	施策の洗い出し 先進地(条例制定市)の条例内容と取組内容研究
4～7月	施策推進協議会準備
8月	施策推進協議会で、条例制定取組及び方向性の説明、意見聴取 障害者福祉計画に条例内容を反映した目標項目数値設定
9月	条例制定方針決裁 条例原案作成
10月	条例案決裁
平成30年 1月	議案提出
3月	議案提案、説明、議決
4月	施行

1経過及び委員会開催

H29

- ・ 8月29日 亀岡市施策推進協議会において、条例制定提案
- ・ 9月29日 第1回条例素案作成委員会開催
- ・ 11月 6日 第2回条例素案作成委員会開催
- ・ 11月20日 第3回条例素案作成委員会開催
- ・ 12月27日 亀岡市施策推進協議会において、条例素案提案

H30

- ・ 1月8日～26日 パブリックコメントの実施
- ・ 3月議会 条例案の提案
- ・ 4月 1日 施行

第1回条例素案作成委員会

〈各団体からの現状報告と課題〉

（亀岡市視覚障害者協会）

- ・身障協会は複数の障害者団体が加入連合団体。視覚障害者は、情報の80%を占める目から入る情報が入りにくい『情報障害者』であると言われている。（亀岡市の視覚障害手帳所持者250名、そのうち重度が3分の2）
- ・条例作成に向けては私たち自身が進めていけることもある。行政へのお願いだけでは進んでいかない。
- ・市民に理解してもらう条例であることを願う。

第1回条例素案作成委員会

〈各団体からの現状報告と課題〉

（亀岡市障害児者を守る協議会）

- ・彼らのコミュニケーション手段は、言葉、泣く、怒る、笑うという表情、体の動きで表現する。言葉として発しても、意味を持たなかったり、オウム返しなど何を伝えようとしているのか？と考える事が大事。
- ・障害について知らない、また知っていてもどのように対応すればよいかわからず行動に移せない人が多い。障害やコミュニケーションの理解を深める事ができるようにしていくことが大事だと思う。障害分野だけでなく、学校教育課、人権啓発課、など条例の発信に連携する必要もある。
- ・この街の住民として当たり前に生きたい。

第1回条例素案作成委員会

〈各団体からの現状報告と課題〉

（亀岡市障害者相談支援センター）

- ・重度心身障害者、療育手帳A身体障害者1級の方の入所施設（花ノ木）で勤務していた。表情がわからない。話しかけても反応無しという方がおられた。しかし経験を積む中でなんとなくわかるようになった。コミュニケーションとはそこではないか？そのことをどう一般化していくかが大切だと学んだ。具体化していくことは難しいが。
- ・今現在、相談業務に携わり、大学を出た発達障害、アスペルガー症候群の方のコミュニケーション障害により就労が難しいケースが多いと実感。いずれにしても社会的弱者と言われる障害者にとってわかりやすい社会というのは、誰にとってもわかりやすい社会だと思う。

第1回条例素案作成委員会

〈各団体からの現状報告と課題〉

（口丹聴覚障害者協会亀岡支部）

- ・「手話は言語」がまだ認められていない頃、普通小学校に通ったものは、全く何もわからない状態、手話もわからなかった。
- ・手話の歴史を説明。手話は聞こえない者だけのものではない。みんな手話が出来たら、映画館等静かにしなければならない時や、駅の向かい側のホームにいる人にも、ダイビング中にも話ができる。

第1回条例素案作成委員会

〈各団体からの現状報告と課題〉

（亀岡市登録手話通訳者会）

- ・市民に対し「手話は言語である」という事、聴覚障害者への理解の向上と通訳者の仕事に対する理解を求めたい。
- ・通訳は単なる言語の変換だけでない。聴覚障害者や手話通訳者に対する偏見を取り除く必要があると思う。社会的地位保障されなければ平等なコミは成立しない。

第1回条例素案作成委員会

〈各団体からの現状報告と課題〉

（要約筆記サークルこだま）

- ・ノートテイク（筆談）や磁気誘導ループ等難聴者に対する理解はまだまだ進んでいない。要約筆記も講演等の際はパソコン通訳、小さな会議ではOHCにて手書き、ノートテイクなどある。
- ・目に見えない障害という事で、頼んでも筆談してもらえないこともある。

第1回条例素案作成委員会

〈各団体からの現状報告と課題〉

（朗読ボランティアこすもすの会）

- ・音訳活動。文字を音声化し、CDに録音して視覚障害者の方に聞いていただく。市の広報等も定期的に音声化して提供している。
正確に伝わっているか？心配な面もある。
技術向上目指している。
- ・現在、障害福祉課も声をかけてくれて新規に手帳取得した人にお知らせしてもらって、利用者拡大に取り組んでくれている。
- ・条例については、聞いたときはぴんと来なかったが、話を聞きながら団体として勉強する意味で参加した。

第1回条例素案作成委員会

〈各団体からの現状報告と課題〉

(京都府難聴者協会 亀岡支部) 欠席のため文書で提出

- ・難聴者は聞こえの程度がそれぞれ違い、気づいてもらえないこともあり、誤解を受けることもたくさんある。
- ・補聴器は声を大きくする器械で、言葉をはっきり聞こえるようにする器械ではない。
- ・マスクをされるとコミュニケーションが取れない。
- ・市民に広く要約筆記を知ってもらいたい
- ・難聴者も病院などで要約筆記が頼めることを知らない人がたくさんいる。
- ・ヒアリンググループ(磁気グループ)の周知

第2回条例素案作成委員会

素案についての協議

市は計画に基づき障害者施策を進めている。3年前の計画にも『手話は言語である』と言い切っている。今回の手話を条例で改めて謳うことにより、他のコミュニケーションも充実していくという方向でご理解いただき話を進める。

- ・市民がみてわかりやすい表現を
- ・条例制定後はわかりやすいパンフレットを
- ・第1印象で聴覚障がい者の条例かと思ってしまう。他の障がいについても同等に扱ってほしい。
- ・条例できた後 検証委員会を作ってほしい
- ・障害者のコミュニケーションの方法が違ったり支援の方法が違ったり、それぞれ保障していかなければならず、聴覚障害者のコミュニケーションは大変難しいと考えながら進めていただいている。(身障協に所属のない)難聴協会とも連携したい。

第3回条例素案作成委員会

〈素案改定部分の説明 その他〉

- ・障害もいろいろ、困りごともいろいろあるが、広く大きく受け止めてやっていくことが本来の姿。委員会に入っておられない障害の方もおられる。自分たちだけが障害者ではない。そこを思いながら作るべき。
そこを考えて作らないと、市民に理解される条例にはならない。
- ・将来的に条例を見直すとなった場合や見直してほしいという要望が出た場合も、この委員会のような場で関係者招集して、検証してほしい。
- ・来年の4月、亀岡市ガラッと変わると思われるがそうではない。
これまでもコミュニケーション支援、特に聴覚の支援には力を入れてきた。
条例制定後、難聴者、視覚、知的等色々な障害に対し啓発をすすめ、住みよい亀岡市にしていく。しかし行政だけではできない。今後ますますご協力、ご無理をお願いしたい。

これからの条例施策検証委員会

次回の条例施策検証委員会までに、各所属の団体の皆様が実施されてきたこと。悩んでおられる課題、これからの6年間でしたいこと。などお聞かせください。

- ・所属されている団体として、平成30年条例施行から令和5年までの6年間の間に、実施した条例に係ること
- ・現状の課題
- ・今後の計画、希望など

亀岡市障がい福祉課の取り組み

「第4期亀岡市障がい者基本計画」(令和3～8年度)

「亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例」の普及啓発を新たな施策として加えると同時に、この間の障がい施策に反映しました。

条例の普及啓発を通じ、市民一人ひとりが、多様なコミュニケーション手段を用いて意思疎通する力を養い、障がいのある人に対する社会的障壁の1つである「コミュニケーション障壁」の除去や緩和に努めています。

1 実施内容

ア 手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及に関すること

平成25年 市役所職員に対し、「手話を学ぼう通信 はじめのいっぽ」

手話に関する情報を月1回掲示板に発信

平成27年 有志による庁内手話サークル結成

イ 多様なコミュニケーション手段を習得する機会の創出に関すること

○公的関係者等への手話及び意思疎通研修の実施

市役所職員対象の「聴覚に障がいのある人との意思疎通研修」

平成28年開始以降、毎年 今までのべ242名の職員が受講

内容は、難聴・中途失聴・ろう・盲ろうについて幅広くとりあげ、コミュニケーション手段についても、ヒアリンググループ、要約筆記の体験、手話をはじめ窓口における対応方法や、施行した条例、障害者差別解消法、合理的配慮についても講義内容に盛り込み、職員に伝えています。

亀岡地区民生委員児童委員協議会へ講師派遣

平成29年11月 7日 手話研修会(36名)

平成30年11月 7日 手話研修会(20名)

令和 1年10月 7日 手話研修会(36名)

中部広域消防組合へ講師派遣

平成30年 2月15日 職員に対する手話講座 54名受講

令和 1年 6月20日 職員に対する手話講座 60名受講

(救急搬送された聴覚障がい者から、救急隊員が手話で話しかけてくれ驚きうれしかったと意見いただく)

新型コロナウイルスの流行により、集合型講座を中止し、手話の動画テキストにより、各自での学習に切り替えました

医療法人社団陽生会介護老人保健施設陽生苑へ講師派遣

令和 5年2月22日 聴覚障がいについて 職員14名

ウ 多様なコミュニケーション手段の利用を促進する意思疎通支援者その他の支援者の確保及び養成支援に関すること

○設置意思疎通支援者(手話通訳者・要約筆記者)の増員

昭和50年に手話通訳者を採用以降、亀岡市福祉事業団と連携し、手話通訳者の増員充実に努める

平成31年 4月 1日 新規職員採用により、手話通訳者 1 名増員
令和 3年 4月 1日 職員 1 名退職のため、手話通訳者 1 名採用
6月 1日 手話通訳者1名採用(会計年度任用職員週3日)
令和 4年 4月13日 手話通訳者資格取得 1 名(会計年度任用職員)
7月 1日 要約筆記者1名採用(会計年度任用職員)

現在 障がい福祉課に手話通訳者3名、要約筆記者1名 総合福祉センターに手話通訳者1名

○意思疎通支援者養成・派遣

平成26年 総合支援法への改正に伴い、「コミュニケーション支援事業」が「意思疎通支援事業」に名称変更
都道府県による要約筆記者の認定試験制度ができ、要約筆記奉仕員派遣が要約筆記者派遣となりました。手話通訳者と同等の制度になり、「意思疎通支援事業」として要綱を統一しました。

エ その他手話言語に対する理解の促進及び手話言語の普及並びに多様なコミュニケーション手段の利用の促進に関すること

平成23年 6月 市役所1階各課窓口に「耳マーク」を設置

平成30年以降の当課からの啓発等には、できるだけ手話・字幕付の動画や、文字にはルビをつける等、わかりやすい方法を取りいれている。
視覚障がいのある方に、福祉サービスに係る通知を送る際に、当課からとわかるように課名の点字シールを封筒に貼付

○「障害者週間」に係る啓発動画と障がい福祉ニュース作成

毎年12月3～9日の「障害者週間」にあわせ、障がい福祉課でその年に実施した事業等をお伝えする動画と啓発誌を作成。

○条例についての啓発

事業所等への啓発

平成30年 商工会議所登録会員に条例リーフレット配布 (1600部)

条例に関する出前ミーティングの講師派遣

平成30年8月1日 条例に関する出前タウンミーティング (諸星塾)

令和1年9月25日 条例に関する出前タウンミーティング

(手話サークル「四季の会」)

平成30年5月～ JR亀岡駅の「のどかめロードモニター」に、多様なコミュニケーション手段について紹介

9月 財団法人ダイトロン福祉事業団から寄附

コミュニケーション支援用具(デジタルサイネージ・動画作成機器一式・点字プリンター・CDコピー機・点訳ソフト等)災害対策用具(段ボールパーテーション・簡易テント・ライト付きホイッスル)

12月 手話・字幕付きの啓発動画を作成し、市のホームページやフェイスブック等に掲載

平成31年1月 障がい福祉課窓口に設置したデジタルサイネージに、手話・字幕付き動画や、条例制定についてのお知らせ、さらに健康福祉部内の広報なども放映し、情報発信の場としても活用

5月 市役所職員に対し、「市及び関係団体主催イベント・講演会等における意思疎通支援についての周知」「合理的配慮について」「手話を覚えよう通信」を庁内掲示版にて掲載

7月2日 岩手県奥州市行政視察(条例制定について)

12月 障がい福祉課公式Facebook開始

イベント

平成30年6月23日 条例施行記念イベント

「ほっとやさしいまちづくりをめざして」 於ガレリアかめおか響ホール

令和4年11月27日 亀岡市「福祉都市」宣言40周年記念事業

「10年後の私たちに贈るメッセージ」 映画「ひげの校長」上映会

於 亀岡市総合福祉センター コミュニティホール

○災害時における意思疎通及び合理的配慮について

平成28年3月 「災害時における手話を主たる言語とする聴覚障害者への支援に関する協定」締結

平成30年9月 ダイトロン福祉財団より、車両や災害時避難所の福祉コーナーや福祉避難所でのプライバシーの確保のためのパーテーション簡易テント。緊急時の声を発することが困難な人が、助けが呼べるようホイッスル付きライト等寄贈される。

ホイッスル付きライトは、各障害者団体や相談支援事業所を通じて必要な方に配布。(940 個)

令和2年 4月 ヘルプマークの配布と合わせ、ヘルプカードの作成配布

令和5年 2月 緊急時等に使用できる「アンブルボード」を10機、健康福祉部、こども未来部、市立病院に配布

○新型コロナウイルス感染症流行における対応

盲ろう者のコミュニケーション手段の『触手話』は、通訳者の両手に手をのせて通訳者の手話を読み取るものであり、緊急事態宣言下では、感染予防のため、京都府の盲ろう者通訳介助員の派遣が中止となったため、盲ろう者に対し制度の見直しを提案、同行援護に切り替え、買い物等の支援を受けられた。

病院等の通訳対応も、手話通訳設置職員が対応。

令和2年 5月 亀岡市医師会に対し、コロナ感染等で同行通訳ができない場合、LINE 等で遠隔通訳で対応する旨を通知

令和3年 「マスクできない人がいます」動画を作成
市長のメッセージ動画に対し、依頼があり手話通訳挿入

令和4年 2月 聴覚障がいのある人が、コロナ感染に関する相談をするための
FAX問診票を作成し南丹保健所と共有する。

2 課題について

庁内においても、「条例」が十分周知されていない現状があり、市民についても
充分広まっているとは思えない。

多様なコミュニケーション手段について、全て網羅できていない。

行き届いていない分野があるのではないか。

3 今後について

啓発方法について

聴覚障がいに限らず、あらゆる障がいのある人との、意思疎通支援について考
えていかなければならない。

他課、当事者団体、関係団体等との連携を取り、多様なコミュニケーション手段
に対応できるまちづくりを進めたい

(別紙3)

条例施行後の各団体の活動の整理、 及び今後の展望について

- ・平成30年から令和5年までの、各団体による活動
内容、課題、今後の計画等の報告

亀岡市視覚障害者協会

所属されている団体として、平成30年条例施行から令和5年までの6年間の間に、実施した条例に係ること	デージー録音物再生機の給付制限の撤廃について 毎年、団体より要望活動する中で、文字の読み書きが困難な方への対応として、視覚障害手帳等級に関わらず、給付のお願いをしてきたが、改善されず、読書バリアフリー法の観点からも重要な課題であると考え、早期の検討対応を願う。
現状の課題	視覚障害者の文字である点字資料等の準備について 催しや会議に出席する時、視覚障害者との資料に対する対応相談を事前にして頂ける様、改革を願う。
今後の計画、希望等	すべての障害者が住んで良かった亀岡であるには、障害程度も多種多様であるため、一律の支援ではなく、その人に合った支援が重要と考える。行政窓口でも、「この用紙にご記入ください」と一律に言われるが、窓口のプロとして合理的配慮を考える必要がありますか？ この様な、書式形式で問われると、言わなくて良い事まで、記載することになりますね。しかし、少しずつでも配慮が進むことを願い報告いたします。

口丹聴覚障害者協会亀岡支部1/3

所属されている団体として、平成30年条例施行から令和5年までの6年間の間に、実施した条例に係ること	①情報ツールやIT環境の整備【情報保障】 ・スマホ普及に伴い、電話リレーサービスやUDトーク、119ネットの利用ができるようになったのは大きな変化 ②市職員の意思疎通・コミュニケーションの研修への協力【啓蒙】 ・年に一度、口丹聴覚障害者協会亀岡支部へ講師依頼していただき、派遣している ・手話への関心があり、筆記等他のコミュニケーションで対応する必要性を感じてくれている ③小中学校への福祉体験への協力【啓蒙】 ・社協を通して「聴覚障害の理解と手話」をテーマに小中学校より依頼がある(手話サークルが対応) ・子どものときから人権感覚を養うことは共生社会への理解への近道であると感じている ・高校の福祉授業の際、口丹聴覚障害者協会亀岡支部から講師派遣している ④手話奉仕員養成事業への協力【事業協力】 ・意思疎通支援事業として市より委託されている亀岡市総合福祉センターにおいて手話奉仕員養成講座(入門・基礎)に口丹聴覚障害者協会亀岡支部として講師派遣している ⑤亀岡市身体障害者協会と亀岡市障害児者を守る協議会による亀岡市啓発実行委員会の活動【事業協力】 ・福祉の集いをはじめとする講演会の企画など
--	--

口丹聴覚障害者協会亀岡支部2/3

所属されている団体として、平成30年条例施行から令和5年までの6年間の間に、実施した条例に係ること	⑥盲ろう者の権利擁護【権利擁護】 ・同じ会員の仲間として情報保障や外出支援の協力や啓発活動 ・緊急時の避難に備え、支援体制を組んでいる ⑦災害対策のための働きかけ【災害対策】 ・三者防災協定の締結(平成28年4月1日) ・障がい福祉課に対して口丹聴覚障害者協会亀岡支部会員と亀岡市登録通訳者会会員の名簿を預かり、災害緊急時の安否確認の情報共有をお願いしている。 ・消防署での災害学習会の定期的な開催と自治防災課との協力連携の定期的な確認 ・口丹聴覚障害者協会亀岡支部内で定期的な安否確認(グループLINEの活用) ・「赤い羽根募金」で避難所等で必要なコミュニケーション方法を示すことができるバンダナを作成した。亀岡市内のろう者、難聴者に配布済 ⑧手話言語の国際デーのアピールへの協力【啓蒙】 ・令和5年度より亀岡市登録通訳者会、亀岡市内の手話サークル員へ呼びかけてライトアップの協力
現状の課題	①に対する課題 ・市役所及び福祉センター等公共施設にリモート・オンラインができるWi-Fi環境の整備が急務 ・読み書きが困難なろう者への手話言語の環境維持 ②に対する課題 ・コミュニケーションボードやタブレットの活用も検討の必要性を感じている ④後継者不足や引き継ぎの不安から継続できるか懸念している ⑥盲ろう者の家族と連絡を密に情報共有していくこと

口丹聴覚障害者協会亀岡支部3/3

今後の計画、希望等	⑤令和6年度実施のためここに掲載 福祉の集いのアトラクションにおいて、「沈黙の50年」の上映会と映画監督との対談を実施。旧優生保護法による被害者によるドキュメンタリー映画であり、併せて令和6年7月3日に違憲判決が下されたこと、これからも権利回復の運動が続いていくことを知ってもらう。また、映画上映に際して、副音声をつけ、視覚障害者が映画を楽しめるよう配慮した。
-----------	--

亀岡市障害児者を守る協議会

所属されている団体として、平成30年条例施行から令和5年までの6年間の間に、実施した条例に係ること	なし
現状の課題	重度障害の人のコミュニケーションがとりにくい
今後の計画、希望等	障害者のコミュニケーション ・言語訓練士の障害が重い人への訓練の紹介(病院、花ノ木) ・摂食障害を通して ・様々な伝達方法 障害が重い人のスキルノートづくりをすすめる。 病院、訓練士、保護者より Yes・Noの伝達方法とは 花ノ木の下承のもと言語訓練士による摂食指導の様子を通して話のビデオなどいいと思う

京都中途失聴者・難聴者協会亀岡支部

所属されている団体として、平成30年条例施行から令和5年までの6年間の間に、実施した条例に係ること	●京都府委託事業 聞こえとコミュニケーションのサポート事業「耳のことフェスタ」の協力団体として、開催や参加呼びかけをし、 ・ヒアリングフレイルに関する学習や啓発 ・補聴器店と連携したきこえの支援機器の展示を実施した
現状の課題	●一般市民の方々にはコミュニケーション条例がどのようなもので、どんな役割を果たすものなのか伝わっているか？ →実感が無い。(会員意見多数) ●条例ができる前と後でコミュニケーションに関する配慮が行き届くようになったか？ →変わらない(会員意見多数) ・自分は音声変換アプリを使うので何とかわかる。でも持っていない人には不便におもっているのではないかな？ ・JRで聞いてもわからず困ったことは何度もある。 ・医療機関では医師によって温度差があり、対応が一定化されていない。交通機関やスーパー等でも同じ印象。 ・職場ではヒアリングループをお願いできるようになった。マスクを外してもらえるようになった。
今後の計画、希望等	●ヒアリングループマークの普及・啓発 ●亀岡市総合福祉センターや保健センター等で亀岡市独自の「耳のこと相談会」なるものの定期的な実施、窓口ができないか。 (未だにどこへ相談に行けばよいかわからない人がいる)

亀岡市障害者相談支援センター

所属されている団体として、平成30年条例施行から令和5年までの6年間の間に、実施した条例に係ること	利用者に合わせて ・簡潔にわかりやすい言葉に置き換えて伝えるように心がけている ・できるだけ否定語は使わず見通しの持てる言葉の表現の使用 ・何かを決定するときに、家族や関係者だけで決めるのではなく、本人に決めてもらう(選択するよう)心がけている ・聴覚障害の方と面談する時は必ず手話通訳をお願いしている(当たり前)
現状の課題	・自己決定支援に努めているが、障害の重い方への支援ほど確認が困難なため、周りの支援者で方向づけをしてしまいがちである「その人にとってどうか」を丁寧に議論を積み重ねる必要がある ・聴覚障害の方がおられる場で、つい健常者同士、口語で話してしまうことがある
今後の計画、希望等	・自己決定支援の更なる遂行 ・障害特性への理解と啓発 ・意思決定支援の尊重

亀岡市登録手話通訳者会1/3

所属されている団体として、平成30年条例施行から令和5年までの6年間の間に、実施した条例に係ること	●条例の目的及び基本理念に沿って活動した内容は以下の通り ・京都府聴覚言語障害者の豊かな暮らしを築くネットワーク口丹ブロック委員会への参画(口丹地域における聴覚言語障害者の思いや願いを行政その他に届ける活動) ・口丹聴覚障害者協会亀岡支部との共同防災学習会を実施 ●条例第7条に沿って活動した内容は以下の通り (1)に対して亀岡市主催の各種行事(例:手話言語の国際デー等)に対する参加協力 (3)に対して京都府手話通訳者をめざす人に対する試験対策学習会を実施
--	--

亀岡市登録手話通訳者会2/3

現状の課題	○手話はあくまでもコミュニケーション「手段」であって、コミュニケーションそのものの「なかみ」が大切である。施策が進む中で、手話という「手段」が「目的」になってしまわないか懸念がある。 ⇒「人」にスポットがあたるよう取り組みを広げられないか。 ○障がい者基本計画によると、この条例に対する障害者の認知度が3割程度であり、一般市民はさらに認知度がひくいだろうと想像する。 ⇒一般市民対象の意識調査ができないか ○庁内各所の取り組みがどう進んでいるのか分かると検証が進んで対策を考えることができるのではないか ○意思疎通支援を担う登録手話通訳者や登録要約筆記者は制度上、有償ボランティアの位置づけである。この点が手話を学ぶ人が手話通訳をめざすことを断念させる、手話通訳者の次世代の担い手が増えていかない課題の根本となっている。
--------------	--

亀岡市登録手話通訳者会3/3

今後の計画、希望等	○手話言語には5つの権利があるとされる(手話言語の獲得、手話言語で学ぶ、手話言語を習得する、手話言語を使う、手話の保存)。障害者基本計画においては、難聴児支援の中核的機能を果たす体制の確保が検討中となっている。体制整備が実現して、上記5つの権利のうちの、手話言語の獲得、手話言語で学ぶ権利の保障となることを望む。 ○全国主通訳問題研究集会では、分科会の一つに地域活動について討論する分科会がある。ぜひ参考にしてほしい。来年夏は京都が会場となるので、市職員にもぜひ参加してほしい。
------------------	---

要約筆記サークルこだま1/2

所属されている団体として、平成30年条例施行から令和5年までの6年間の間に、実施した条例に係ること	2018年12月「きこえの相談と交流研修会in亀岡」23名参加 2019年3月第45回 耳の日記念集会in舞鶴 2020年4月新型コロナウイルス感染症亀岡市総合福祉センター貸出休止に(途中コロナで、zoom会議の開催、字幕付けの講習会も開催) 2020年3月耳の日記念集会in亀岡コロナのため中止 2020年9月zoom字幕講座開催(講師:濱真由美さん) 2021年7月亀岡市立人権福祉センター(ミルキーウェイ)で研修会(Wi-Fi使用可zoomで何度か利用 サテライト会場としても利用) 2022年1月要約筆記事業学習会 (於)あやべ市民センター Zoomでの参加も可 2022年8月こだまパソコン研修会(パワーポイント学習会) ○個々の活動 ・要約筆記養成講座 講師 ・サークルで作成した筆談ボード(アクリル)を関係施設に配布 ・メンバーが色々な所で目にしたコミュニケーション条例に関するものを共有(別添写真有)筆記用具、耳マーク、透明マスク、濡れても大丈夫な筆記具など ・コロナ禍の時は、リモート会議、それに伴う工夫(字幕)などしていた
現状の課題	・条例がどうしても「聞こえに関して」のことだけに思ってしまう ・今回委員会で各障害者団体が参加されているが、具体例がわかりにくい

要約筆記サークルこだま2/2

今後の計画、希望等

- ・立派な名前の条例ですが、これがみんなに浸透していない。今後どう進めるか
まずは長すぎる名称を短くわかりやすくした方が良いでしょう
- ・当事者はスマホで音声変換を行っている。公的な場所にはWi-Fiの設置が必須だ
と思う
- ・～難聴者協会より～月1回発行の亀岡市の月刊誌の福祉センターのページがわかり
にくくなったと聞きます。以前のものは読みやすかったそうです。

朗読ボランティアこすもすの会

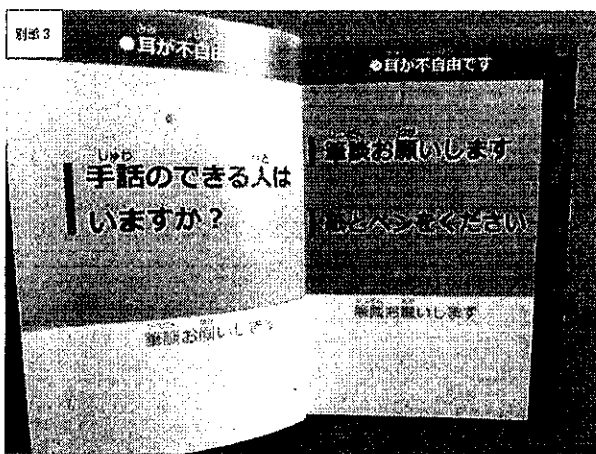
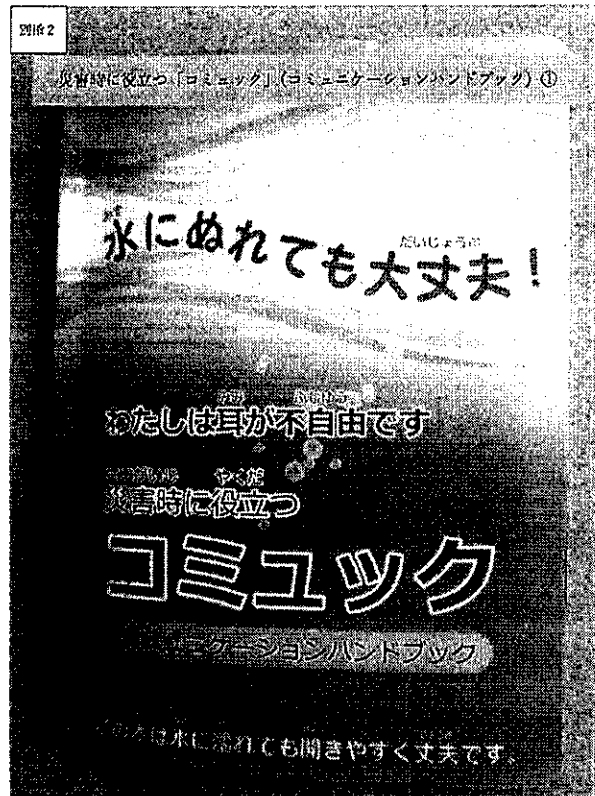
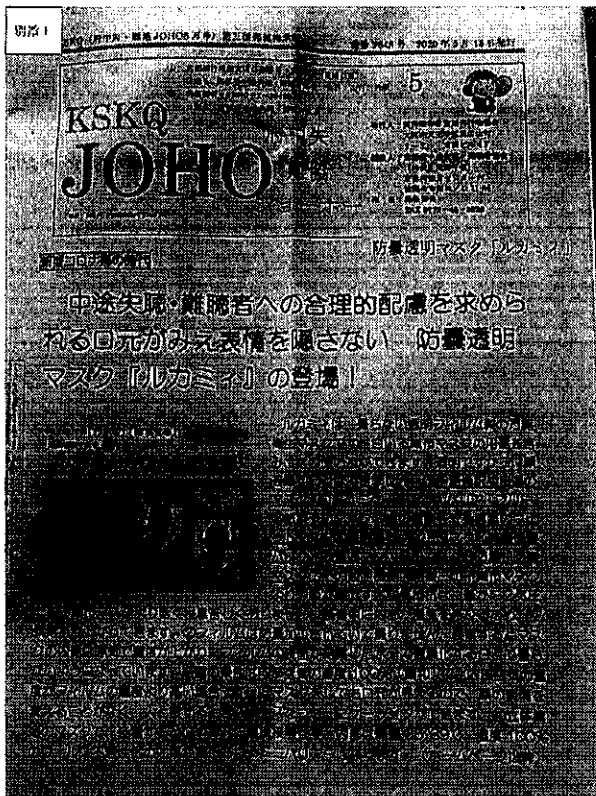
所属されている団体として、平成
30年条例施行から令和5年まで
の6年間の間に、実施した条例に
係ること

条例施行以前から、視覚障害者への情報提供としてあらゆる文書を音訳・録音し利用
していただいている。

現状の課題

市の広報・お知らせなど目で視てわかるように作られているので音声での表現が難
しい部分がある。利用者に正確に伝わっているのか不安なところがあります。

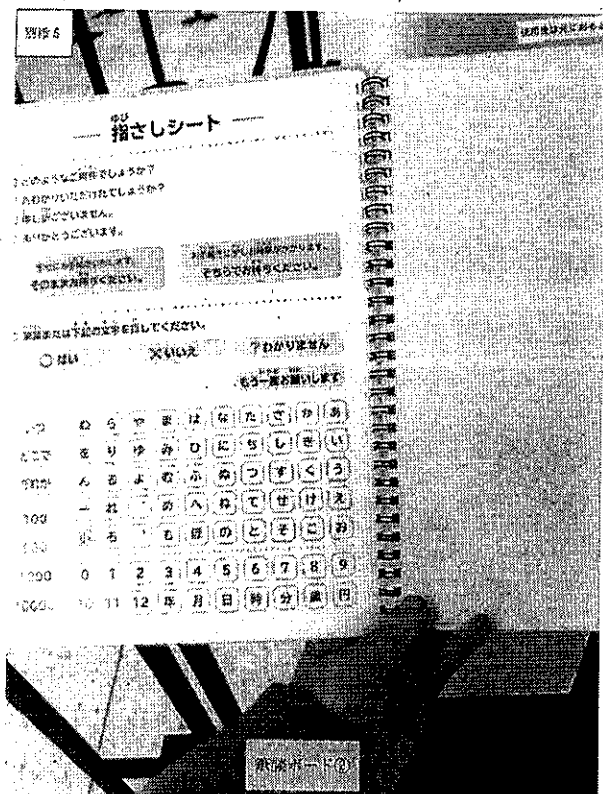
今後の計画、希望等

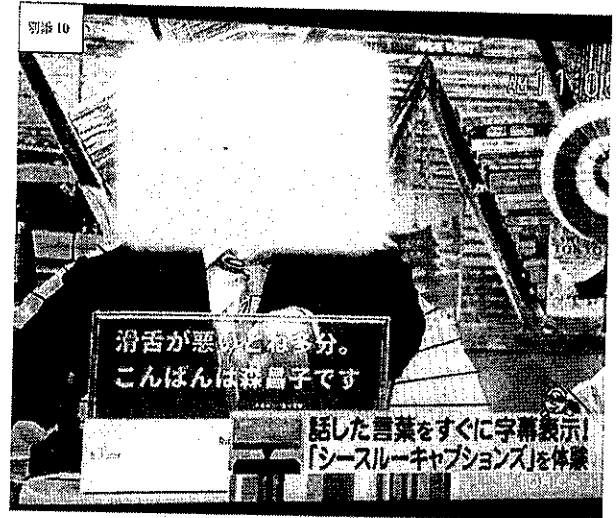
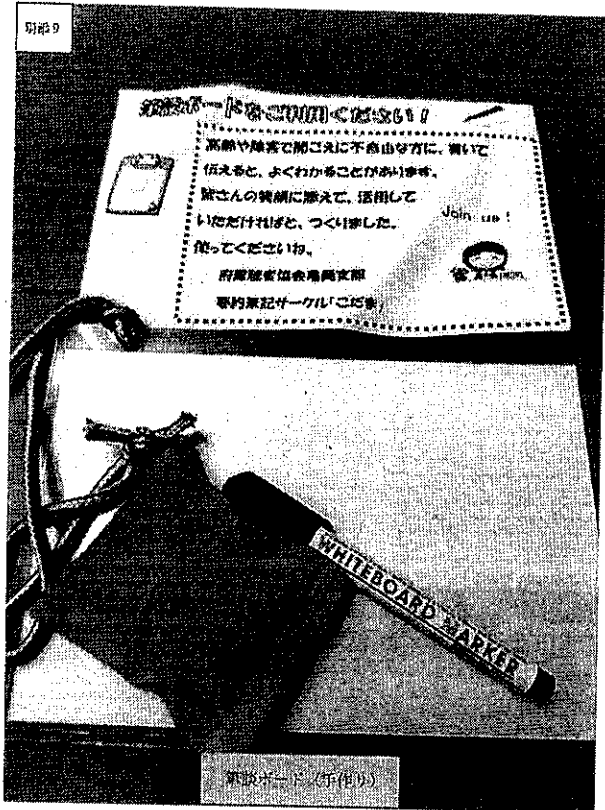


災害時に役立つ「コミュック」(コミュニケーションハンドブック) ②



駅構内





シースルーキャプションズ テレビより

○亀岡市人権尊重推進条例

令和6年3月28日

条例第6号

人権とは、全ての人が有している人間らしく生きる権利であり、将来にわたって守られるべき権利です。一人一人の不断の努力によって、かけがえのないこの権利を守っていくことが大切です。

本市では、人権尊重・平和を市政の最重要課題と位置付け、世界恒久平和の実現に向けて1955年に亀岡市「世界連邦平和都市」宣言(現亀岡市「世界連邦・非核平和都市」宣言)を宣言するとともに、同問題(部落差別)の解決を目指し、市全体で取組を進め、その取組の中で積み上げた成果や手法を活かし、あらゆる人権問題を解決するため、亀岡市「生涯学習都市」宣言に掲げる人間の尊重及び亀岡市民憲章に謳う平和と人権の根づくまに基づく人権尊重のまちづくりを推進してきました。

その取組の成果として、亀岡市男女共同参画条例(平成14年亀岡市条例第29号)、亀岡市犯罪被害者等支援条例(平成24年亀岡市条例第3号)、亀岡市手話言語及び障害者コミュニケーション条例(平成30年亀岡市条例第16号)、亀岡市子どもの権利条例(平成30年亀岡市条例第50号)を制定したほか、亀岡市パートナーシップ宣誓制度の創設等を通じて、女性、犯罪被害者、障害者、子ども、高齢者等や、性的指向及び性自認等にかかわらず、全ての人の人権が尊重される社会の実現のため、市民とともに努力を重ねてきました。

国においては、2016年以降、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号)、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律(平成28年法律第68号)、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)、アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律(平成31年法律第16号)及び性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)が施行されるなど、差別解消に向けた取組が進められています。

しかしながら、今もなお、社会的身分や出身、性別、年齢、障害や疾病の有無、民族、人種、国籍、性的指向、性自認等を理由とした人権侵害が存在しています。また、インターネットの普及等による情報化社会の進展や、経済的格差の拡大等社会情勢の変化に伴い、複雑で多様な人権問題の解決が課題となっています。

全ての人の人権が尊重される社会を実現するためには、こうした複雑で多様な人権問題の解決に向け、市民一人一人が、人権問題に対して正しい理解と認識を深め、不当な差別を許さない、不当な差別をしない、そして、あらゆる人権問題を解決するという意識を持ち、子どもの権利を大切にし、子どもの最善の利益を実現することや、障害者等に対する必要かつ合理的な配慮を行う

など、積極的に行動していかなければなりません。

このような共通認識の下、私たちは、一人一人が互いの人権を尊重し、互いに認め合い、全ての人の人権が尊重されるまちづくりを推進していく決意をここに表明し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本市における人権尊重のまちづくりに関して、基本理念を定め、市の責務並びに市民等及び企業等の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策(以下「人権施策」という。)の推進について必要な基本的事項を定めることにより、市民等及び企業等の人権尊重の意識の高揚を図り、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 市民等 市内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。

(2) 企業等 市内で事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

(基本理念)

第3条 人権尊重のまちづくりは、全ての人が基本的人権を有しており、一人一人の人権が相互に尊重されるものであるという認識の下、誰一人置き去りにされることがなく、互いに認め合い、全ての人の人権が尊重される社会を実現することを基本として行わなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、必要な人権施策を総合的かつ計画的に推進しなければならない。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、互いに認め合い、人権を尊重し、人権尊重のまちづくりの担い手として、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる場において、人権意識の高揚に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に資するよう努めるものとする。

(企業等の役割)

第6条 企業等は、基本理念にのっとり、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、あらゆる人権問題の解決に向けた取組を主体的に推進し、人権が尊重される社会の実現に資するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 市は、人権尊重のまちづくりの推進に必要な人権施策を効果的に推進するため、人権施策に関する基本的計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 人権教育及び人権啓蒙の推進に関する事項

(2) 人権問題に関する相談及び支援体制の推進に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、人権尊重のまちづくりの推進のために必要な事項

3 市長は、基本計画の策定及び進捗管理等に当たっては、第10条第1項に規定する亀岡市人権尊重推進審議会の意見を聴かなければならない。

4 市は、基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

6 市は、基本計画に基づいて必要な人権施策を推進するとともに、国、府その他の関係機関との連携を強化するなど、推進体制の充実に努めるものとする。

(人権教育及び人権啓蒙の推進)

第8条 市は、人権尊重のまちづくりに関する市民等及び企業等の理解を深めるため、あらゆる機会を通じて人権教育及び人権啓蒙の推進に努めなければならない。

(相談・支援体制の推進)

第9条 市は、あらゆる人権問題に関する相談に応じるとともに、必要な支援を行うため、相談及び支援体制の推進に努めなければならない。

(亀岡市人権尊重推進審議会の設置)

第10条 市長の諮問に応じ、本市における人権尊重のまちづくりの推進に関し必要な事項を調査審議するため、亀岡市人権尊重推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項を調査審議し、市長に意見を述べることができる。

(1) 第7条に規定する基本計画の策定及び進捗管理等に関すること。

(2) その他、人権尊重のまちづくりに必要な施策に関すること。

(組織等)

第11条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 学識経験者

(2) 関係団体の役員又は構成員

(3) 公募の市民

(4) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前各項に規定するもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(亀岡市人権条例(仮称)制定審議会条例の廃止)

2 亀岡市人権条例(仮称)制定審議会条例(令和5年亀岡市条例第14号)は、廃止する。

視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）概要

目的（1条）

視覚障害者等（＝視覚障害、発達障害、肢体不自由等の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者）の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進

障害の有無にかかわらず全ての国民が等しく読書を通じて
文字・活字文化の恵沢を享受することができる社会の実現に寄与

基本理念（3条）

- ・アクセシブルな電子書籍等（デジタイズ図書・音声読上げ対応の電子書籍・オーディオブック等）が視覚障害者等の利便性の向上に著しく資することに鑑み、その普及が図られるとともに、視覚障害者等の需要を踏まえ、引き続き、アクセシブルな書籍（点字図書・拡大図書等）が提供されること
- ・アクセシブルな書籍・電子書籍等の量的拡充・質の向上が図られること
- ・視覚障害者等の障害の種類・程度に応じた配慮がなされること

国・地方公共団体の責務（4条・5条）

- ・国は、視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する施策を総合的に策定・実施
- ・地方公共団体は、国との連携を図りつつ、地域の実情を踏まえ、施策を策定・実施

基本的施策（9条～17条）

- | | |
|---|---|
| <p>①視覚障害者等の図書館利用に係る体制整備等（9条）</p> <ul style="list-style-type: none">・アクセシブルな書籍・電子書籍等の充実・円滑な利用のための支援の充実・点字図書館における取組の促進 など <p>②インターネットを利用したサービス提供体制の強化（10条）</p> <ul style="list-style-type: none">・アクセシブルな書籍・電子書籍等の利用のための全国的ネットワーク（サピエ図書館を想定）の運営への支援・関係者間の連携強化 など <p>③特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（11条）</p> <ul style="list-style-type: none">・製作基準の作成等の質の向上のための取組への支援※特定書籍・特定電子書籍等：著作権法37条により製作されるアクセシブルな書籍・電子書籍等・出版者から製作者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備への支援 など | <p>④アクセシブルな電子書籍等の販売等の促進等（12条）</p> <ul style="list-style-type: none">・技術の進歩を適切に反映した規格等の普及の促進・著作権者と出版者との契約に関する情報提供・出版者から書籍購入者に対するテキストデータ等の提供促進のための環境整備に関する検討への支援 など <p>⑤外国からのアクセシブルな電子書籍等の入手のための環境整備（13条）</p> <ul style="list-style-type: none">・相談体制の整備 など <p>⑥端末機器等・これに関する情報の入手支援（14条）</p> <p>⑦情報通信技術の習得支援（15条）</p> <ul style="list-style-type: none">・講習会・巡回指導の実施の推進 など <p>⑧アクセシブルな電子書籍等・端末機器等に係る先端技術等の研究開発の推進等（16条）</p> <p>⑨製作人材・図書館サービス人材の育成等（17条）</p> |
|---|---|

※地方公共団体は、③のテキストデータ等の提供促進部分・④・⑤・⑧を除き、国と同様に施策を講ずる。

文部科学大臣・厚生労働大臣が定める基本計画で具体化（7条）、地方公共団体は計画策定の努力義務（8条）

政府に対し、施策の実施に必要な財政上の措置等を義務付け（6条）

協議の場等（18条）

文部科学省、厚生労働省、経済産業省、総務省等の関係行政機関の職員、国会図書館、公立図書館、大学等の図書館、学校図書館、点字図書館、上記②のネットワークの運営者、特定書籍・特定電子書籍等の製作者、出版者、視覚障害者等その他の関係者による協議の場を設ける等

施行期日：公布の日

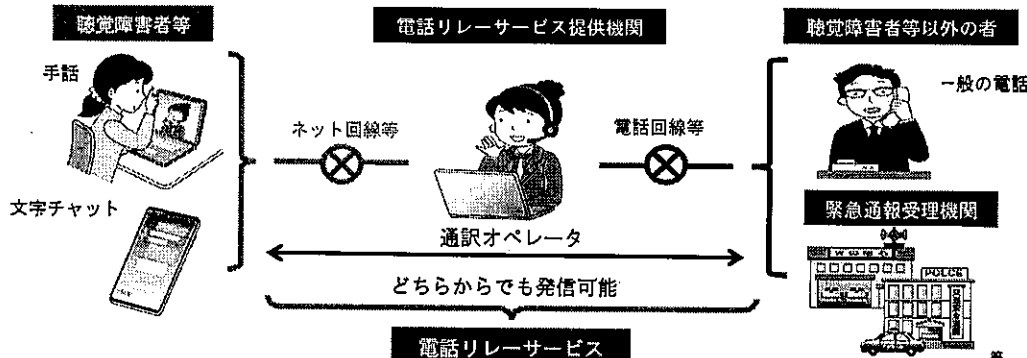


聴覚障害者等による電話利用の円滑化（電話リレーサービス）

1

電話リレーサービスとは

聴覚障害者等と聴覚障害者等以外の者を電話リレーサービス提供機関にいる通訳オペレーターが「手話」や「文字」と「音声」を通訳することにより、電話で即時双方向につながるサービス。令和3年7月より、公共インフラとしてサービス提供開始。



電話リレーサービスの利用シーン(例)

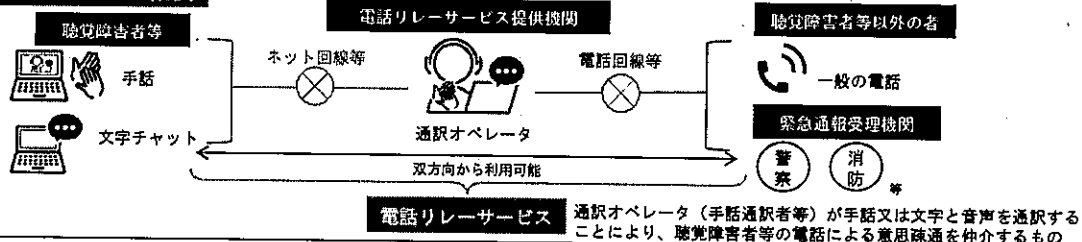


聴覚障害者等による電話利用の円滑化に関する法律

2

- 聴覚障害者等による電話の利用の円滑化を図るため、①国等の責務及び総務大臣による基本方針の策定について定めるとともに、②聴覚障害者等の電話による意思疎通を手話等により仲介する電話リレーサービスの提供の業務を行う者を指定し、当該指定を受けた者に対して交付金を交付するための制度を創設する等の措置を講ずる。
- 公布日(令和2年6月12日)、施行日(令和2年12月1日)

電話リレーサービスの概要

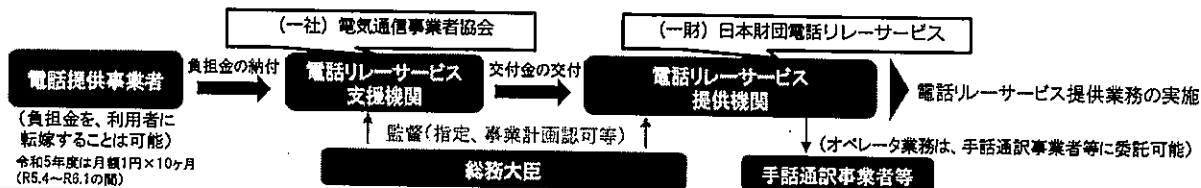


法律のポイント①：国による基本方針の策定等

国及び電話提供事業者等の責務について定めるとともに、総務大臣が聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する基本方針を定めることを規定。

法律のポイント②：電話リレーサービスに関する交付金制度の創設等

電話リレーサービスの提供の業務を行う者（電話リレーサービス提供機関）を指定し、電話提供事業者に負担金の納付を義務付け、当該機関に対して電話リレーサービスの提供の業務に要する費用に充てるための交付金を交付するための制度を創設。



障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律
(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法) 概要
(令和4年法律第50号)

目的(1条)

全ての障害者が、あらゆる分野の活動に参加するためには、
情報の十分な取得利用・円滑な意思疎通が極めて重要

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進し、共生社会の実現に資する

基本理念(3条)

※「障害者」: 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者(2条)

障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策の推進に当たり旨とすべき事項

- ①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする
- ②日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができるようにする
- ③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする
- ④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)

関係者の責務・連携協力・意見の尊重(4条～8条)

- ・国・地方公共団体の責務等(4条) ※障害者でない者にも資することを認識しつつ施策を行う
- ・事業者の責務(5条)
- ・国民の責務(6条)
- ・国・地方公共団体・事業者等の相互の連携協力(7条)
- ・障害者等の意見の尊重(8条)

基本的施策(11条～16条)

- | | |
|---|--|
| <p>(1) 障害者による情報取得等に資する機器等(11条)</p> <ol style="list-style-type: none">①機器・サービスの開発提供への助成、規格の標準化、障害者・介助者への情報提供・入手支援②利用方法習得のための取組(居宅支援・講習会・相談対応等)、当該取組を行う者への支援③関係者による「協議の場」の設置 など <p>(2) 防災・防犯及び緊急の通報(12条)</p> <ol style="list-style-type: none">①障害の種類・程度に応じた迅速・確実な情報取得のための体制の整備充実、設備・機器の設置の推進②多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進 など <p>(3) 障害者が自立した日常生活・社会生活を営むために必要な分野に係る施策(13条)</p> <ol style="list-style-type: none">①意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上②事業者の取組への支援 など | <p>(4) 障害者からの相談・障害者に提供する情報(14条)</p> <p>国・地方公共団体について</p> <ol style="list-style-type: none">①相談対応に当たっての配慮②障害の種類・程度に応じて情報を提供するよう配慮 <p>(5) 国民の関心・理解の増進(15条)</p> <p>○機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する関心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実 など</p> <p>(6) 調査研究の推進等(16条)</p> <p>○障害者による情報取得等に関する調査研究の推進・成果の普及</p> |
|---|--|

- 障害者基本計画等(障害者基本法)に反映・障害者白書に実施状況を明示(9条)
- 施策の実施に必要な法制上・財政上の措置等(10条)

※施行期日: 令和4年5月25日

手話に関する施策の推進に関する法律（手話施策推進法）概要 （令和7年法律第78号）

目的（1条）

手話はこれを使用する者にとって日常生活・社会生活を営む上で言語その他の重要な意思疎通のための手段

手話に関する施策を総合的に推進

2025（令和7）年11月
日本でデフリンピック初開催

基本理念（2条）

- ① **手話の習得・使用**に関する施策を講ずるに当たっては、手話を必要とする者・手話を使用する者の意思が尊重されるとともに、手話の習得・使用に関する必要かつ合理的な配慮が適切に行われるために必要な環境の整備が図られるようにする
- ② 手話が長年にわたり受け継がれてきたものであり、かつ、手話により豊かな文化が創造されてきたことに鑑み、**手話文化の保存・継承・発展**が図られるようにする
- ③ 全ての国民が相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資するよう、**手話に関する国民の理解と関心**を深めるようにする

国・地方公共団体の責務（3条）

国・地方公共団体は、手話に関する施策を総合的に策定・実施する責務を有する

基本的施策（6条～18条）

① 手話を必要とするこどもの手話の習得の支援（6条）

- こども・保護者に対する手話に関する情報提供等
- 乳幼児期におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供、学校の授業等の教育活動におけるこどもの心身の発達に応じた手話の学習機会の提供
- 保護者・家族に対する手話の学習機会の提供等

② 学校における手話による教育等（7条）

- 手話の技能を有する教員、手話通訳を行う者、手話に関する必要な支援を行う者等が適切に配置されるようにするための取組の推進、手話を使用した教材の提供
- 手話の技能を有する教員の養成のための大学・教員養成機関による取組の促進、教員に対する手話を使用した指導方法に関する研修の実施
- 手話を使用するこどもが学校生活で手話を自由に使用できる環境の整備

③ 大学等における配慮（8条）

- 手話通訳を行う者の確保のための大学等による取組の促進

④ 職場における環境の整備（9条）

- 手話を適切かつ円滑に使用できる職場環境の整備のための事業主による取組の促進のための情報提供等

⑤ 地域における生活環境の整備等（10条）

- 地域で手話を使用して日常生活・社会生活を円滑に営むことができる環境の整備
- 災害等の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に安全を確保するための手話による情報提供

⑥ その他の手話の習得の支援（11条）

- 手話を必要とする中途失聴者等手話を必要とする者に対する手話に関する情報提供、手話の学習機会の提供等

⑦ 手話文化の保存・継承・発展（12条）

手話文化：手話及び手話による文化的所産

- 文化芸術活動・スポーツ・レクリエーションを通じて手話文化の保存・継承・発展が図られるようにするための取組

⑧ 国民の理解と関心の増進（13条）

- 手話に関する国民の理解と関心を深めるための広報活動・啓発活動の充実
- 学校教育で手話に関する理解と関心を深めるための学校教育で利用できるノウハウに関する情報提供、児童生徒等に対する手話の学習機会の提供

⑨ 手話の日（14条）

- 9月23日を「手話の日」とする

⑩ 人材の確保等（15条）

- 手話に関する専門的な知識・技能を有する人材（手話通訳を行う者など）の安定的な確保・養成・資質の向上のための研修の機会の確保、適切な処遇の確保

⑪ 調査研究の推進等（16条）

- 手話文化に関する調査研究の推進、情報収集・提供
- 手話の習得のためのカリキュラムの開発、手話による円滑な意思疎通を図るための先端的な技術（デジタル技術など）を活用した機器等の開発、手話の習得・使用に関する調査研究等の推進・成果の普及

⑫ 国際交流の推進（17条）

- 手話を使用する者の国際的交流の支援
- 手話文化に関する情報交換等の活動の支援

⑬ 手話を使用する者等の意見の反映（18条）

- 障害者基本計画・都道府県障害者計画・市町村障害者計画〔いずれも障害者基本法に基づき策定〕への反映（4条）
- 手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置・法制上の措置等を講ずる（5条）
- 施行後おおむね5年を目途として、この法律の施行状況等を勘案して検討を加える（附則2項）

※施行期日：令和7年6月25日

